議案第 62 号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

# 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

## 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。 第12条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の 2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81 条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の 3の2第1項」を加える。

第16条の6の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第20条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。
- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この 場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読 み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合に おいて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、前項中「第

16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この 場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読 み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合に おいて、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2 項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2 項」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

附則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

現行

#### ~ 略 ~

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

被保険者(法附則第7条第1項に規定する 退職被保険者等(以下「退職被保険者等」 という。)以外の被保険者をいう。以下 同 じ。) に 係 る 基 礎 賦 課 額 (第 20条

\_\_\_\_の規定により基礎賦課額を減額 するものとした場合にあつては、その減 額することとなる額を含む。)の総額(以 下「基礎賦課総額」という。)は、第1 号に掲げる額の見込み額から第2号に掲 げる額の見込み額を控除した額を基準 として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の 合算額

ア・イ (略)

- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化 基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号 に規定 する財政安定化基金事業借入金の償 還に要する費用の額

オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の 合算額

ア~ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険の事務の執行 に要する費用を除く。)のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読 み替えられた法第72条の3第1項\_\_

の規定による繰 入金及び国民健康保険保険給付費等 交付金(退職被保険者等の療養の給 付等に要する費用に係るものに限 る。)を除く。)の額

### ~ 略 ~

改正案

#### ~ 略 ~

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条の3 保険料の賦課額のうち一般 | 第12条の3 保険料の賦課額のうち一般 被保険者(法附則第7条第1項に規定する 退職被保険者等(以下「退職被保険者等」 という。)以外の被保険者をいう。以下 同じ。)に係る基礎賦課額(第20条及び第 20条の3の規定により基礎賦課額を減額 するものとした場合にあつては、その減 額することとなる額を含む。)の総額(以 下「基礎賦課総額」という。)は、第1 号に掲げる額の見込み額から第2号に掲 げる額の見込み額を控除した額を基準 として算定した額とする。

> (1) 当該年度における次に掲げる額の 合 算 額

ア・イ (略)

- ウ 法第81条の2第5項の財政安定化 基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第10項第2号に規定 する財政安定化基金事業借入金の償 還に要する費用の額

オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の 合算額

ア~ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険の事務の執行 に要する費用を除く。)のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読 み替えられた法第72条の3第1項及び 第72条の3の2第1項の規定による繰 入金及び国民健康保険保険給付費等 交付金(退職被保険者等の療養の給 付等に要する費用に係るものに限 る。)を除く。)の額

### ~ 略 ~

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金| (一般被保険者に係る後期高齢者支援金

等賦課総額)

- 般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課額(第20条 の規定に より後期高齢者支援金等賦課額を減額 するものとした場合にあつては、その減 額することになる額を含む。)の総額(以 下「後期高齢者支援金等賦課総額」とい う。)は、第1号に掲げる額の見込額から 第2号に掲げる額の見込額を控除した額 を基準として算定した額とする。
  - (1) (略)
  - (2) 当該年度における次に掲げる額の 合 算 額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用に限る。)のため の収入(法附則第9条第1項の規定に より読み替えられた法第72条の3第1 よる繰入金を除く。)の額

(保険料の減額)

第20条 (略)

~ 略 ~

(加える)

等賦課総額)

- 第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一 | 第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一 般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課額(第20条及び第20条の3の規定に より後期高齢者支援金等賦課額を減額 するものとした場合にあつては、その減 額することになる額を含む。)の総額(以 下「後期高齢者支援金等賦課総額」とい う。)は、第1号に掲げる額の見込額から 第2号に掲げる額の見込額を控除した額 を基準として算定した額とする。
  - (1) (略)
  - (2) 当該年度における次に掲げる額の 合 算 額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用に限る。)のため の収入(法附則第9条第1項の規定に より読み替えられた法第72条の3第1 項及び第72条の3の2第1項の規定に よる繰入金を除く。)の額

(低所得者の保険料の減額)

第20条 (略)

~ 略 ~

(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第20条の3 当該年度において、その世帯 に6歳に達する日以後の最初の3月31日 以前である被保険者(以下「未就学児」 という。)がある場合における当該被保 険者に係る当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額は、第16条又は第16 条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の 保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じ て得た額とする(第4項に掲げる場合を 除く)。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項 に規定する額の決定について準用する。 この場合において、第16条第2項及び第3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」 と読み替えるものとする。

賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。 4 当該年度において、第20条に規定する

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等

- 4 当該年度において、第20条に規定する 基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある 場合における当該未就学児に係る当該 年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項 に規定する額の決定について準用する。 この場合において、第16条第2項及び第3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」 と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第5項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

(所得等の申告)

第20条の4 (略)

~ 略 ~

<u>附 則</u>

(所得等の申告)

第20条の3 (略)

~略~

# (施行期日)

1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>

# (経過措置)

2 この条例による改正後の第20条の3の 規定は、令和4年度以後の年度分の保険 料について適用し、令和3年度以前の年 度分の保険料については、なお従前の例